

令和 5 年度第 17 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 5 年 12 月 5 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4063〕

① 件 名							
令和 5 年人事院勧告に伴う給与改定について							
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）							
<p>【背景】</p> <p>令和 5 年 8 月 7 日、人事院は、国家公務員と民間給与との比較を行った結果、月例給については民間較差（0.96%）を埋めるため、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び俸給月額を引き上げ、ボーナスについても、民間事業所の支給割合を 0.09 月分下回っていたことから、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月分、合わせて 0.10 月分引き上げる等の勧告を行った。</p> <p>【目的】</p> <p>本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。</p>							
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性							
<p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>							
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）							
<p>令和 5 年 8 月 人事院勧告</p> <p>1 1 月 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律公布</p>							
⑤ 主な内容							
<p>令和 5 年人事院勧告に準じて、給料表、ボーナス等の改定を行うこととし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。</p> <p>1 給料表の改定（令和 5 年 4 月 1 日に遡及適用）</p> <p>行政職給料表について、初任給を上級（大卒程度）11,000 円、初級（高卒程度）12,000 円引き上げる。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させ、全体で平均 1.1% 引き上げを行う。</p> <p>また、医療職、幼稚園職及び労務職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行い、特定任期付職員については全号給において引き上げを行う。</p> <p>2 ボーナスの支給割合の改定</p> <p>(1) 一般職（任期付職員・再任用職員を含む。）</p>							
支給割合	6 月		12 月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.200 (0.675)	1.00 (0.475)	1.200 (0.675)	1.00 (0.475)	2.40 (1.35)	2.00 (0.95)	4.40 (2.30)
改正後	1.200 (0.675)	1.00 (0.475)	<u>1.250</u> (<u>0.700</u>)	<u>1.05</u> (<u>0.50</u>)	<u>2.45</u> (<u>1.375</u>)	<u>2.05</u> (<u>0.975</u>)	<u>4.50</u> (<u>2.35</u>)
R6.4 以降	<u>1.225</u> (<u>0.6875</u>)	<u>1.025</u> (<u>0.4875</u>)	<u>1.225</u> (<u>0.6875</u>)	<u>1.025</u> (<u>0.4875</u>)	<u>2.45</u> (<u>1.375</u>)	<u>2.05</u> (<u>0.975</u>)	<u>4.50</u> (<u>2.35</u>)
※ 括弧内の数値は、再任用職員に適用される支給割合							

(2) 特別職（市長、副市長及び教育長）・特定任期付職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現行	1.650	-	1.650	-	3.30	-	3.30
改正後	1.650	-	<u>1.750</u>	-	<u>3.40</u>	-	<u>3.40</u>
R6.4以降	<u>1.700</u>	-	<u>1.700</u>	-	<u>3.40</u>	-	<u>3.40</u>

※ 特別職については、国の指定職に準じて、期末手当の支給割合を0.10月分引き上げる。

(3) 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現行	1.200	-	1.200	-	2.40	-	2.40
改正後	1.200	-	<u>1.250</u>	-	<u>2.45</u>	-	<u>2.45</u>
R6.4以降	<u>1.225</u>	-	<u>1.225</u>	-	<u>2.45</u>	-	<u>2.45</u>

3 初任給調整手当の改定

医療職給料表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う（支給月額を415,600円とする）。

4 改正が必要となる条例

- (1) 石巻市職員の給与に関する条例
- (2) 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- (3) 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (4) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (5) 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- (6) 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

5 参考（改定による影響額）

別紙参照

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

令和5年度給与改定に伴う影響額 289,807千円（共済費、職員手当等を含む。）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

東松島市、女川町：令和5年12月定例会に提案予定
大崎市：令和5年11月臨時会に提案し、議決済み。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和5年度各種会計補正予算案について追加提案

⑨ その他